

第2回長崎県観光振興財源検討専門委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年6月6日(金) 10:00～12:00
- 2 開催場所 長崎県庁3階 312会議室

■次第1 開会

(事務局)

ただいまから、令和7年度第2回長崎県観光振興財源検討専門委員会を始めます。開会にあたりまして、長崎県文化観光国際部長よりご挨拶を申し上げます。

(文化観光国際部長)

皆様、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第2回長崎県観光振興財源検討専門委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、先月の5月9日で行っていただきましたけれども、短期間での開催にもかかわらず、こうして多くの皆様にご参加いただきましたことを、感謝申し上げます。第1回の専門委員会では、観光施策にかかる財政需要を試算した上で、財源を検討すべきといったご意見でございますとか、先行自治体の事例や離島を多く抱える長崎県の実情、これらを踏まえた制度設計が必要であるといった、様々なご意見をいただいたところでございます。

本日は、前回いただいたご意見を基に、論点を整理させていただいております。専門委員会の皆様方には、新たな観光振興財源の確保策の絞り込みのほか、制度設計に必要な議論につきましても、ご意見を頂戴できればというふうに考えております。本日のご意見を踏まえまして、今回は制度設計の素案等をお示しし、検討をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。本日は限られた時間の中でご審議いただくこととなりますけれども、それぞれ専門的な見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

お手元に出席者名簿をお配りしておりますが、本日は8名の委員の皆様全員にご出席いただいております。また、オブザーバーとして、長崎県市長会、長崎県町村会からもご参加いただいております。それではこれより審議をお願いいたしますが、今回の専門委員会は公開としております。「附属機関の設置及び運営に関する要綱」の規定により、会議の結果の大まかな概要については公表を行いますので、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。それでは議事に移ります。なお、以降の進行は、委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、議事の方に入りたいと思います。私の方からも、委員の皆様方には、万般お繰り合わせのうえ、ご参集くださいましたことに深く御礼を申し上げます。

本日は、「新たな観光振興施策に必要な財政需要」、「観光振興財源導入時に整理すべき

主な論点」ということで2つの議題を準備させていただいております。まず議論に入ります前に、本日、議論を頂戴したいポイントを含めて、事務局の方から資料に基づいて、ご説明を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

（観光振興課長）

おはようございます。

本日もご多忙の中、第1回に続きまして、ご参加いただきありがとうございます。それでは早速でありますけれども、お手元の資料「新たな観光振興施策に必要となる財政需要及び観光振興財源導入時に整理すべき主な論点」を元に、ご説明をさせていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

まずは、表紙をおめくりいただきまして1ページでございます。本日、委員の皆様にご議論いただきたいこととして、記載をしております。第1回専門委員会におきましては、「新たな財源は、税が適当ではないか」というご意見もございましたけれども、「今後の観光振興施策に必要となる財政需要を見て、検討すべき」といったご意見でございますとか、「先行自治体の事例を示し、制度設計における課題を整理すべき」などのご意見もいただいておりますので、本日は、観光振興財源の先行導入自治体の事例を参考に、論点を整理させていただいております。先ほど部長の挨拶にもありまして、赤字で記載しておりますが、今回は専門委員会として、新たな観光振興財源の確保策についてできましたなら、一定程度織り込みをいただきたいと考えておきまして、それぞれの視点で、ご意見を賜りたいと考えてございます。次回には、制度設計の素案もお示しできればと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

2ページをご覧ください。こちら第1回専門委員会でいただいたご意見への対応状況等について、整理をさせていただいております。左側にいただいたご意見、右側に対応状況を記載しております。1点目でございますけれども、クルーズ船の寄港を対象とした財源確保の検討をということで、ご意見賜りました。この件に対しましては、既に本県の港湾課におきまして、クルーズ船の乗船客1人当たり500円としたターミナル施設使用料を徴収しております。実績といたしましては、6,700万円となっておりまして、ターミナルの改修でございますとか、旅客・クルーの満足度を向上させる施策等に活用しているといったようなところでございます。2点目でございますけれども、こちら財政需要の試算ということで、これは後ほどご説明をさせていただきます。3点目でございます。既存の観光予算の振替ではなくプラスαとなるようにということでございますけれども、さまざまな施策の検討を進めていく中で、制度設計の中でしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。4点目でございます「先行自治体の事例、現状と課題を踏まえた制度設計」、5点目でございます「長崎県の特性を踏まえた制度設計」、こちら離島住民への免除などといったようなご意見もいただいております。これは後ほどご意見を賜りたいと思っておりますので、ご説明は後ほどさせていただきます。6点目につきましても、こちら広く県民のご意見をということでございます。パブリックコメントなど、しっかりと意見を聞くよう対応してまいりたいと思っております。

3ページをご覧ください。今回、資料を作成するにあたりまして、観光振興財源導入について、県内21市町の観光担当課の方に実施したアンケートの結果について、以下、整理をさせていただいております。3ページにつきましては、観光振興において、県に求める役割というものをまとめたものでございます。柱を5つほどあげておりますけれども、現在、県の観光振興基本計画

の見直しを進めている中での、仮ですが、方向性でございます。そういったカテゴリーで整理をさせていただく中で、回答が多い順としましては、「長期滞在につながるような広域支援の推進」といったところ、また、「ターゲットに刺さる戦略的なプロモーション展開」といったようなことになってございまして、やはり全体として県内市町をつなぐような広域的な取り組み、基盤整備にもしっかりとといったようなことを求める声が多いというような結果になってございます。

4ページをご覧ください。4ページにつきましては、今後、市町自身が取り組む必要があると考えている施策をまとめたものでございます。こちら複数回答になってございますけれども、一番多いのが、「国内外から選ばれる魅力的な観光コンテンツの磨き上げ・創出」といったところが多くございます。そのほか、以下続いておりますけれども、やはり多くの市町におきましても、これから「地域資源を生かした観光まちづくりの強化が重要である」というふうに考えている状況が伺えるところでございます。

5ページをご覧ください。これは、全体的に県が財政確保策を講じることでございまして、市町におきましても、そういった観光振興財源の検討状況をお聞きしたアンケートの結果でございます。資料の左側が、県が観光財源確保策を講じることに、といったところでございまして、賛成が11団体、その他と回答したところが10団体といったような結果になってございまして、反対の意見はなしといったところでございます。その他の回答といたしまして、下段の方にも書いてございますけれども、「県の取り組みをしっかりと注視したい」といったところでございまして、市町での宿泊税導入検討のための情報を共有していただきたい」という話でございまして、県が観光振興財源を徴収する場合に、最終的には市町への還元の仕事というものが、どういったものになるかという議論が必要」といったようなご意見をいただいているところでございます。ページ右側でございます。市町における観光振興財源の検討状況ということで、ご承知の通り、導入済みこれは長崎市でございまして、ほか宿泊税を検討しているという団体は1団体。今後、観光振興財源の導入の検討を予定しているところが4団体でございます。導入を検討していないというところは残り15団体ということで、今後、導入を検討する予定の4団体のうち宿泊税といったところ選択したいというのが2団体、そのほか、入島税が2団体。寄附金が1団体。まだそういった具体的なものは考えていない未定というところが1団体といったところでございます。こちらの団体名については、アンケートの前提として、具体的な団体名は出さないということで回答いただいておりますので、具体的な団体名についてのお尋ねについては控えさせていただきたいというふうに思っております。

6ページをご覧ください。観光振興財源の充当に関する財政需要の試算について、整理をしております。まず、我々としても、今回、市町の観光振興関係課に様々な意見を先ほどのアンケートでお聞きいたしております。実際の現行の予算規模も含めて、非常に粗い試算でございまして、やらせていただいたところでございます。基本的な考え方をしっかり持ちながらというふうに考えたものですから、一番上段には、新たな観光振興財源の充当に関する基本的な考え方として、納税者等と書いていますけど、様々な形で、料金、あるいは税として受け取る方々にとって、直接間接的に、しっかりと事業の便益が及ぶものということを設定しながら、試算をさせていただいております。最終的には下段に書いてございまして、このような考え方に基きまして、県の現行予算規模をもとにした試算ということで、新たな観光振興施策に必要な県市町を含めての全体の財政需要としては、今後少なくとも十数億円を超える、といったような形になるのではないか、というふうに考えております。ただ、ページ下にも※印で書いてございます。現在、議論を進めております次期観光振興計画の議論において、さらに必

要な施策の追加でございますとか、金額の精査によって変動は考えられます。現時点での大きな規模感として、ご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きましてこの7ページをご覧ください。これはもう1つの論点でございますけれども、観光振興財源の先行自治体の事例を踏まえた制度設計、こういった視点で整理をしてきたのかといったところを、事例を含めて主な論点を一覧にしております。先行導入の自治体を見ますと、おおむね①から⑦までの大きくは7項目において、主な論点として整理してきているといったようなものでございます。今後、どの観光振興財源で協議を進めるかといったものについては、専門委員会で議論いただいているところでございますけれども、どの財源においても、共通する論点であろうかというふうには思っております。この論点については、本日、委員の皆様からも不足などないかといったご意見は頂戴したいというふうに考えております。また、先ほど、前回の専門委員会でご意見いただいたというところの中の、離島住民への対応などについては、今後の検討材料ということで、⑥の負担免除の設定のところに、記載をさせていただいております。これは検討の視点として盛り込ませていただきたい、というふうに思っております。宿泊税導入を先行している長崎市との調整等についても、ご意見いただきました。これについては、さまざまな視点の中に、それぞれ記載をさせていただいておりますので、ご覧いただければと思っております。

8ページでございます。先行自治体の事例もございますけれども、これに加えて税というものを検討する際、法定外普通税および法定外目的税の新設にあたっての留意すべき事項として、総務省から示された留意事項と地方財政審議会の中でのご意見ということで、整理をさせていただいております。下線部を引いてございますけれども、まず総務省が示す留意事項におきましては、(1)をご覧くださいますと、法定外税もしっかり目的対象等から見て、税を手段とすることがふさわしいか、税以外に、より適切な手段がないかなど、しっかり、十分に検討することであったり、(2)その税収入を確保できるしっかりとした税源があって、その税収を必要とする財政需要があること、また、公平・中立・簡素といった税の原則に反するものではないことなど、徴収方法、課税を行う期間などについて十分に検討すること。(3)法定外税の課税を行う期間については、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当である、といったものが示されております。下段には、地方財政審議会のご意見でございます。こちらの方では、県とその県内市町村が、同一または類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさ、納税者、特別徴収義務者の事務負担の観点などから、しっかりと税率、課税免除の要件、徴収方法など、互いに調和の取れた制度になるように配慮すべきということで示されてございます。

9ページをご覧ください。ここからは、主な論点で先ほど1番から7番までご説明させていただきましたけれども、少し補足的に資料を追加させていただいております。9ページから11ページまで、それぞれの項目で整理しております。9ページにつきましては、論点の①と②、財源確保策の比較検討でございますとか、観光振興財源を求める対象と行動といった視点で、参考として整理しております。論点の1つ目については、施策を進めていくためにも、少なくとも先ほど十数億円を超える財政需要ということをお示しさせていただいておりますけれども、その対応にあたっては、しっかりと継続的、安定的な財源の確保が必要であるということ。また、その論点の2つ目においては、観光振興財源を求める対象と行動にあたって、でございます。中ほどに記載しておりますけれども、①と②に記載しております。観光客が、公共サービスやインフラ等の利用による恩恵を享受している、その受益に対する負担を求めること、また、②観光振興施策は、観光客の受け入れのための基盤整備等に用いられることの2点から、先行例を見ても、こういっ

た2点を踏まえて、観光客の行動に対して負担を求めている、といったような状況でございます。具体的な内容につきましては、下段の資料の方に記載をさせていただいておりまして、県域全体での導入事例としては、宿泊税でございますとか、そういったところが大半を占めているといったような状況になってございます。

10ページをご覧ください。こちら論点5つ目の観光客への負担を求める金額、論点6つ目の負担免除の設定について、先行導入自治体がある宿泊、有料駐車場利用、入域の3点の観光客の行動ごとに、負担額いくら取るのかといったものを表で整理をさせていただいております。表の丸数字については、これはそこに該当する自治体の数だと思って見ていただければと思います。丸数字に続く金額が設定している金額でございます。例えば、上段の表で、宿泊というところで、1人当たりの一律定額制が丸印で12と書いてございますので、これは12自治体、負担額を50円から300円取っているというところが、12自治体あるというような見方でございます。以下そのような形で見ていただきまして、この表をご覧くださいただければというふうに思っております。ページの下段の方でございます、論点⑥の補足としましては、再掲になりますけれども、負担金額を免除している点、要するに、これ以下は取らないといったようなところを、金額と自治体の数を一覧として整理しておりますので、後ほど議論の際にございましたらと思っております。

11ページでございます。論点7つ目。こちらは、負担を求める期間についての考え方を、それぞれの自治体ごとに、整理をさせていただいておりますので、ございましたらと思っております。概ね5年ごと、当初3年その後5年といったような設定になっているところもございますが、5年ごとに見直すというのが一番多いというような状況になってございます。

12ページでございます。こちらは参考資料としてお付けしております。宿泊税を既に導入した自治体の導入後の観光客の状況でございます。グラフで示しておりますけれども、赤い四角枠に入っているところが導入した年だと思っていただいて、以下、13ページが福岡県、14ページが長崎市の状況でございます。後ほど議論をする際に、ございましたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

15ページをご覧ください。15ページ以降につきましては、長崎市の宿泊税の見直しに関する参考資料を添付させていただいております。こちら令和7年2月の長崎市議会環境経済委員会の資料から抜粋したものといたします。長崎市におきましても、本年度が導入から3年目を迎えるということで、3年ごとに見直しをするという規定に基づいて、現在検討を進めているというふうになってございます。

16ページをご覧ください。見直しの組織の案として、長崎市におきましては、長崎市観光・MICE振興審議会の中に、小委員会の設置を予定するというところでございます。この関連予算については下段にございますけれども、令和7年6月議会において、補正予算として計上を予定しているというふうにお聞きをしているところでございます。

次のページをご覧ください。このページの下に今後の宿泊税の見直しというところが、検討内容案として書かれてございます。現在の条例の施行状況でございますとか、他都市の宿泊税の見直しの状況などを示しながら、宿泊税の活用内容について、この委員会の中で意見聴取を行い、それを踏まえて、市としても税額の見直しの検討材料としたいということで、こういった考えで小委員会を進めていくということになってございます。

次のページをご覧ください。長崎市の宿泊税の見直しのスケジュールでございます。長崎市の宿泊税の見直し検討スケジュールにつきましては、今、ご説明しております小委員会、このス

スケジュール表で行くと、ちょうど真ん中あたり①②③と書いてございますけれども、7月、8月、9月のそれぞれ3回ほど予定をしているというところでございます。10月には、宿泊事業者の団体の方々との意見交換。11月には、審議会を開催し、市長に報告。最終的に12月の市議会にご説明をして、2月には、その見直しとなる宿泊税の条例の改正を行うといったような予定になってございます。その後、総務省の同意でございませうとか、様々な周知を経て、今回の見直しをした場合には、令和9年の4月に新制度がスタートするというところでございます。本県も、今、様々な形で検討させていただいておりますけれども、長崎市のこういった検討状況を把握しながら、情報交換に努め、新たな財源の設定に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次のページ、19ページでございませう。こちらは、長崎市が告示しています宿泊者数や税額に関する資料になります。右上、令和5年度、6年度の宿泊者数と宿泊税を見ますと、令和6年6月以外は、令和5年度と比較して実績が伸びているということが見て分かるかというふうに思います。続いてページ左下の予算決算のグラフでございませうけれども、宿泊税1万円未満の税率百円の宿泊客の割合というのが、当初45.7%という形で考えていたのが、その右側、左から2番目のグラフですけれども、当初45%だったのが決算では78%。宿泊金額が、1万円から2万円までの200円のレンジ、緑側でございませうけれども、49.7%で見込んでいたのが、18.7%といったような状況になっておりまして、当初と少し見込みの差が出てきているといったような状況にございませう。

次のページをご覧くださいませう。こちら、長崎市の宿泊税を活用した事業の例でございませう。右下には宿泊税を活用した効果として、観光動向調査の欄でご覧いただきますと、観光客の満足度でございませうとか、再来訪意向は、前年度と同程度の高い数値を維持しているといったような状況にございませう。また、この資料にはございませうけれども、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊事業者の方々からは、この制度による大きな不満は出ていないというものの、宿泊税がどういったものに活用されているのかといったところ、どのような効果が出ているのかと、あとは誰にでも具体的に分かるような事業に充ててほしいといった意見も出ているというふうにお聞きしておりますし、また、国籍を問わず誰もが分かるような案内板の作成でございませうとか、緊急時だけでなく、閑散期の観光キャンペーンといったものを望む声が聞かれているというふうにお聞きしているところでございませう。ちょっと長くなりましたけれども、私の方からの説明は以上となります。

今回の委員会におきましては、冒頭にもご説明をさせていただきましたけれども、新たな観光振興財源の確保策について、一定、制度設計の参考とするために、絞り込みも行っていたければというふうに思っております。それぞれの論点について、不足する点も含め、本日、忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私の説明は以上でございませう。

(委員長)

どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から「新たな観光振興施策に必要となる財政需要及び観光振興財源導入時に整理すべき主な論点」という資料に基づいて、ご説明を頂戴いたしました。それでは、これについて委員の皆様方から、ご議論を頂戴したいと思います。まず、議事の第1、「新たな観光振興施策に必要となる財政需要」から、ご意見の交換をお願いしたいと思っております。忌憚のないご意見を、頂戴したいと思います。最初に申し上げましたように、この委員会は最初に知

る段階、それから考える段階、まとめる段階というふうに3段階に定義すると、今回は知る段階から考える段階に歩を進めていきたい、というふうに思っておりますので、その点踏まえてご議論頂戴できればというふうに思っております。

(委員)

委員長、意見交換前によろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

事務局である長崎県の方にも、多分、お話をいただいている内容というふうに認識をしておるんですけども、私も長崎県の旅館ホテル生活衛生同業組合の佐世保を中心とした佐世保旅館ホテル協同組合が、現場の意見を少し聞いていただきたいということで、事業者の皆さま方、実際に宿泊されたお客様の方にアンケートを実施されていまして、本日、同組合の理事が、参考人としてお越しをいただいておりますので、もし委員の皆様のご了承がいただけるようであれば、ちょっとお話を聞いていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか？

(委員長)

多くの国でレミス制度っていうのがあって、法案を議会に提出するときに、関係する組織団体が、どういう意見を持っているかっていうのを添付して法案を出さないといけないっていうルールを決めている国もございますので、ただ今、ここで審議している内容に関連する団体で、ご意見というよりも、実施したアンケート調査の結果などについて、発表したいというお話ですので、委員以外の方の発言については、議長の私に権限がありますので、委員の皆様方でご意見がなければ、議長としては、ご発言をお願いしようと思っておりますが、よろしいでしょうか？

※各委員了承

(委員長)

それでは、参考人である佐世保旅館ホテル協同組合の理事から、ご発言を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。申し訳ありません。時間の関係上、10分程度でおまとめいただければと思います。

(参考人)

本日は、このようにお話をさせていただける機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、冒頭にご紹介いただきました、右上に長崎県御中と書かれております資料をご覧くださいというふうに思っております。こちらですね、私たち佐世保旅館ホテル協同組合が、この検討委員会のお話を聞きまして、実際に観光客の皆様方に、どのようにお考えになっているのかということを実際に聞いてみようということで、アンケートを取らせていただいております。私たち佐世保旅館ホテル協同組合は、全26施設ございまして、うち20施設がアンケートにご協力をしていただいております。実際に取った期間は、4月の末から5月明けというところで、

ゴールデンウィークを挟んでいるというところもありまして、県外からのお客様が相当数多い時期というのも加えて考えていただければというふうに思っております。内容としてはですね、開けたところに質問数がありますけれども、ページ数で言うと9ページに、実際にグラフにしておりますので、そちらの方を開けていただければというふうに思っております。

実際に佐世保に来られたお客様でアンケートに答えていただいたのは、804名であるということです。男女割合は、ほぼ半分半分の方々に答えをいただきました。宿泊税を知っているかというお尋ねに関してはですね、ほぼ知っているという方がいらっしゃるということで、じゃあ、その中身について、賛成なのか、そもそも否なのかということをお尋ねしましたところ、ほぼ半分の方が賛成で、半分の方は、内容によってはやってもいいんじゃないかなろうかという感じでございます。目的が何なのかということが示されていないと、やっぱり宿泊税に対してはまだ同意しかねるとかですね、そういった内容のご意見が基本的には多くございました。じゃあ、その内容というのが、こういったところに当ててほしいのかというところもですね、この9ページの後ろの10ページ以降に、コメントとして多く書かれております。基本的に賛成と反対が半々なんですけども、賛成の中にも自由コメントの欄に、そもそもどういう意義で使うのかとか、使用目的について結構記載が細かくありまして、注目するところとしては、これまで長崎県が、観光振興にさまざま携わってきてお金をかけてきたであろうというところに、さらに何のために税を取ってまでするのかというところを結構気にされている方もいましたし、長崎県、当然、観光振興にすごく力を入れている県でございますので、観光に対して理解はできるけれども、出張族も多いというところで、そういった方々からも、宿泊税を取って、何のための整備にするのかという声が非常に多くございました。私たちも、そこを踏まえてというところで、佐世保旅館ホテル協同組合としては、これまでの観光振興のいわゆる施策・政策に対して、過去・今までどうだったのかってということと、これからのその目的を設定するにあたって、どれくらい費用対効果があるんだろうかということ非常に気にしております。一番は、目的を定めて制度を設定するのであれば、今後の長崎県の未来図として、ビジョンをしっかりとお示ししていただかないと、やっぱりこの宿泊税というところには、到底、納得ができかねるものなのじゃないかなというところが、まあ、ほぼほぼな意見なのかなというふうに捉えております。9ページ以降のコメント数が大変多ございますので、そちらは委員の方々にぜひご一読いただきまして、参考にいただければなというふうに思っております。本日はこのような機会をいただきまして、委員長、大変ありがとうございます。失礼します。

(委員長)

どうもありがとうございました。貴重なご努力をしていただき、ご発表いただいたことに感謝を申し上げる次第でございます。委員の皆様方においては、共通認識として心に留めておいていただければと思います。

(委員)

委員長、一点だけご要望させていただければと。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

私、県の商工会連合会でございまして、商工会のとりまとめをやっているわけですが、前回の第1回の会議以降に、雲仙市さんが同じように宿泊税を導入したいというふうな意向を、市長さんが発表されたわけなんですけれども、その点に関して、まだ雲仙市の方から商工会の方に打診はあってはいないんですけれども、雲仙市というのが旧7町で構成しております、その全域が商工会エリアに入ります。宿泊税を仮に付加するとした場合に、当然その旅館ホテル事業者さんは商工会の会員さんになられるわけですね。私は商工会を代表してここに座っているんですけれども、商工会の事業者の皆様の意向というのが、まだ、把握できてない状況です。それで、もし可能であれば、雲仙小浜の旅館ホテルの組合の方からも、意見を聴取していただきたいなというふうに思っております。場合によっては、この会議に参画させてくれというふうな要望があるかもしれません。仮にそういう要望があったとすれば、オブザーバーというふうな形で結構ですので、参画をちょっと検討していただけないか、というふうに思っております。以上です。

(委員長)

雲仙市との調整ではなく、特に商工会ということでしょうか？

今、私、一線から退いているのですが、新たなスローライフ運動というのがあって、今年の10月の10日、11日かな。雲仙でやるのですよ。全国から、さまざまな事業者が集まりますので、そこはもちろん市が絡んでいますので県の方でも、情報交換っていうか、こういう調整は当然おやりになっているはずなので、そういう話とは別に商工会の意見を吸い上げて、あるいは、今の話だと商工会に入るであろう、もしくは入っている宿泊業者の意見を聞いてほしいということでしょうか。

(委員)

そうです。

(委員長)

分かりました。それについては県としても努力をしたいと思います、メンバーに……。

(委員)

申し訳ございません。本来であれば、今回の佐世保旅館ホテル組合さんとか雲仙旅館ホテル組合さんもですね、我々、県連の支部員でございまして、県内で24支部ございまして。その旅館組合の支部を取りまとめているのは、我々、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合でございまして、今回佐世保の方でご意見がアンケート取られて、しっかりご報告があったので、この場で今、参考人としてお話をさせていただくことをご了承いただいたんですけど、雲仙とか、もちろん他の市町もまったく同じように不安に思っていたり、どういう状況か多分、お伺いをしたいというふうなことは、認識をさせていただいております、これは県組合として、各組合員にきっちとアンケート調査をさせていただいて、この委員会にご報告をさせていただければと思います。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。当然、県の方でも市との調整をやっていきますが、この委員会にオブザーバーなり、参考人として参加を認めてもらいたいということについては、私は、あんまり広げない方がいいかと思うんですけれども、県のご判断と、それから雲仙市やその他の調整、商工会とか、旅館関係事業者については、そちらで一応まとめて、この委員会にご発言頂戴できるという理解でいいんですよね。というルートと、それから雲仙市やなんかの情報その他は県の方で吸い上げていただくことで良いですよね。

(観光振興課長)

ご意見ありがとうございます。当然、地元の21市町とそれぞれ意見は交換させていただきたいと思っていますし、今日のこういう専門委員会が終わった後も、地元の意見というのをしっかりお聞きしようという流れは作ろうと思っております。次期観光振興基本計画を我々、今策定しているんですけれども、もともと地元に入っていった意見交換しようと思っておりましたので、その中でしっかりご意見を頂戴できればな、というふうに思っております。よろしいでしょうか。

(委員長)

委員会としては、関係する観光業その他に携わっている方のご意見は、当然吸収することと同時に、広く県民に、この地域で生活している人々がどんなことを考えているのかということを含めて、あの参照基準を考慮して基準にしたいというふうには思っております。

(観光振興課長)

委員としてお迎えするというのは、確かに厳しい。今日も来ていただいておりますけれども、個別に例えばこういった調査をしましたとか、こういった意見がありますというものが、もし、取りまとめたものがあって、必要に応じてこう説明が必要だということであれば、本日のような形はあろうかと思しますので、それはケースバイケースでご判断いただければと思っております。よろしくお願いします。

(委員長)

それではこの件についてはよろしいですか？

(委員)

分かりました。

■次第2 議事(1)新たな観光振興施策に必要となる財政需要

(委員長)

それでは申し訳ありません。事務局の方からご説明していただきました資料に基づいて、1 番目の議題について、ご意見頂戴したいというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。ご発言が特にあれば、挙手していただいて構いませんが、できるだけ

多くの委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思いますので、こちら側からいいですか。

(委員)

それでは、席が変わっても、1番目ということで、少し発言させていただきたいと思います。今日は知る段階から考える段階ということではありましたが、考える上で確認をさせていただきたいと思います。資料の6ページの一番下の方に、県全体の財政需要ということで、少なくとも十数億円を超えるという記載がございますけれども、この十数億円っていうのが、何年間ぐらいの財政需要なのか、単年度なのか来年作ろうとされている県の計画期間のことなのかといったところを1点確認させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは事務局の方から、資料の6ページの少なくとも十数億円の財政需要の期間を中心に説明をお願いします。

(振興観光課長)

ご質問ありがとうございます。アンケートを実施していると、先ほども申し上げましたけれども、基本的にその単年度でやる規模感、要するに税収として1年間でいくら必要か、といったところを試算するためのものですので、そういった視点で作成をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

(委員長)

それでは、次の委員の方をお願いします。

(委員)

この件に関連しまして、事務局の資料というよりも、我々が少し参考的に作った資料がありますので、ご覧になっていただければと思います。今回の議論のやっぱり出発点っていうのは、本当にどれくらいの財源が必要なのか、本当にこの財源自体が必要なのかっていうところを明らかにしていくことが、スタートラインだと思っております。

そこで今日、先ほど6ページに少なくとも十数億円というお話がありましたけれども、これを他の都道府県と見た中で、長崎県が今どういう立ち位置にあるのかというところを少しご覧になっていただきながら、議論が深めていければなと思っています。

ページめくっていただきまして、2つの視点で見ってみました。1つは左側にある受け入れ基盤の脆弱度、いわゆる弱さがどれくらいあるのかということで、ここは、人口に対する観光客の比率を現したのが1つです。これは高いほどインフラの負担が大きい。

そして2つ目が人口の減少率です。こちらは短期的な視点ではなくて、これ3番目の高齢化率もそうなのですが、中長期的に見て、本当に観光人材が地元で確保できるのかどうかというところを見てみます。人口減少率が高いほど、マイナス要素が強い。高齢化率が高いほど、若手の人材の確保が難しいということで、単純にこれをかけたものが脆弱度スコアといって今示しています。

もう1つのポテンシャルのスコアです。これから伸びしろがあるのかどうかという点も非常に重要です。これは1つ観光地の魅力度ランキング、そこをもとにしております。長崎県は12位と

かです。そして外国人の延べ宿泊者の割合です。現在の総数に対して外国人がどれくらい入っているのかで、これが少なければ少ないほど、今は駄目なのですけど、まだ伸びしろがあるという見方で考えました。で、そこをですね、下の方にありますけれども、横軸が脆弱度のスコアが高いエリアです。これは高ければ高いほど負担が大きくて人も少なくなっていて、高齢化も高いエリアになります。そして上に行けば行くほどポテンシャルが高いエリアとなりまして、本県これを見ますとかなり右上の部分に出てきていると、つまりポテンシャルはあるけれども、長崎県が一番引っ張っているのは、人口減少率と高齢化率がかなり引っ張っています。ここで京都なんかですね、意外と人はいるけれども、これは負担が大きいというところが出ています。

一方で、左側のピンクのところを見ますと、ちょっとあの沖縄が隠れているんですが、受入基盤のところ、沖縄とか東京とかですね、福岡もここに当たるんですが、人が来ているけれども、地元の方で受け入れる力がまだまだあるというような、そういう見方かなと思っています。ということで、この右側にある本県については、まずはこの財源の必要性からいけば、ここの部分、やはりなかなか民間だけではなくて、官民一体となって、取り組みを進めていかないと中長期的に非常に課題を抱えるのではないかなということで、我々としては財源が必要だというところは、まず論点としては正しいのかなと思っています。その中でこの少なくとも十数億円、多分少なくともなので、さらに必要な財源ってあると思います。で、このスコアには載ってない本県の特性として、離島を抱えているとかですね。あと、例えば資産も歴史的な文化的な資産も多いってことで、その辺の承継とか保存についても、非常にやっぱりコストがかかる部分もあるかなと思いますので、幅広い分野の中でやはり考えていくべきじゃないかと思います。以上です。

(委員長)

貴重な資料を作っていただきました。ありがとうございます。それでは引き続いて、次の委員の方よろしくお願い致します。

(委員)

6ページの財政需要の数値なんですけれども、一般的にこういうふうな計画を作る際に、こんな具体的な数字というのは、なかなか外には出てこないんじゃないかなというふうに思っております。というのが、十数億円を超えるというふうな形になっているんですけれども、どうしてもこの数字というのに、今後、縛られてしまうんじゃないだろうか、というふうに思っておりますけれども、ほぼほぼ精度の高いところなのか、それとももっと今後変動する可能性が大きいのかどうかということだけでも、教えていただければというふうに思っております。

(委員長)

事務局でよろしいですか。

(観光振興課長)

ありがとうございます。新たな観光振興財源のこの試算をするとき、我々も非常に悩んだところでございます。今後も含めて、どれくらいの需要が見込めるのかというのを考えた際に、試算したそれぞれ一つ一つの事業というのが、この規模感でいいのかっていうのが、なかなか参考にできるものがないといった意味では、先ほど最後にご説明をさせていただきましたけれども、やはりどうしても今の現時点ではですね、大まかな規模感としてしか、お示しができないと

というのが現状でございます。ですので、まあ、そう言いながらも、我々が頭の中で想定されるだけでも、少なくともということで表現をさせていただいているというのが、今回の需要の考え方でございます。よろしくお願いします。

(委員長)

どうもありがとうございます。次の委員の方をお願いします。

(委員)

財政需要について、どういうコメントが良いのか、なかなか難しいなと思いながら今考えていたんですけど、ここの専門委員会の役割として、宿泊税を導入すべきかしないかというのは、あくまでもここは決める場じゃないと思うんで、上申する場なんで、この専門委員の皆さんで、宿泊税を導入することが適当であるのか、そうでないのか、導入するとしたら、どういう形にするべきかということをお答申するという場だと思います。その観点で財政需要っていうのは、まず導入すべきか否かという視点で意見を述べる部分かなと、その後に整理すべき主な論点というのが、またもう一回回ってくると思うんで、その時に、具体的な論点もいくつか示されていまして、細かい制度設計の話かなというふうに、頭の中で整理しました。

その意味では、すべきかどうかというのは、前回の会議で、私もいろいろ申し上げましたけれども、地方公共団体という組織の宿命として、基準財政需要額で歳入の上限が決められていて、どんなに頑張っても財政というのは増えてこないですね。さきほど話もありましたが、人口が減れば減るほど、おそらくこの基準財政需要額がどんどん減って行って、長崎県の財政というのは、どんどん減っていくっていうのは目に見えています。そういう中で、非常に観光が今大事な産業と長崎県が言うことであれば、そこをちゃんと対処する必要があると。その時にない袖は振れないんじゃないんですか？というところが大きなポイントで、お金が今の状態でもしっかり観光財源が確保できますと、大丈夫ですと、ですから、宿泊税は導入しなくても、今のままでも、全国の自治体との競争の中で、十分勝てる政策が打てるという判断であればですね、別に宿泊税導入しなくていいんじゃないですか？という話なのかなというふうに思います。

先ほど佐世保の旅館ホテル組合の皆さんの中でも、半分ぐらいの方は、反対のような雰囲気とのコメントがありましたけども。反対されている方というのは、おそらく十分、今の状況でもやれるんだから、それでいいんじゃないですかということが前提でおっしゃっているのかなというふうに捉えました。ここはもうちょっとお聞きしてみないとわかりませんけれども、今、経済状況も厳しいし、お客さんから負担を強いるんじゃなくて、厳しい財源の中でも、今でも長崎県は観光予算を十分確保してやってきているんだから、別に今のままでいいんじゃないですかということを、半分の方がおっしゃっているということなのかなというふうに思いましたけれども。実態はそうじゃないと、先ほど6ページで少なくとも数十億かけていかないと厳しいんだと。今でもかけているお金がありますけれども、これもどんどん減っていく可能性があるわけですよ。財政的に厳しいんで、だけど、数十億の観光予算は組み続けないと、県全体の観光振興が厳しいとすればですね、今持っている一般財源で捻出することが難しいのであれば、もう宿泊税を導入するしかないんだと思うんですね。ここの本当のところの実態をちゃんと示さなかったら、なかなか皆さんが納得されないんで、前回の資料でもですね、県の財政状況というのがしっかり出てますんで、そこも踏まえて考えたときには、やはり私個人として、これはもうおそらく法定外目的税を導入するしか、この財源を確保し続けるってことは難しいんだろうな、ということは、客

観的に思いますので、そういう意味では、法定外目的税は宿泊税だけではない、いろんなパターンがありますねと。ただ、この後の議論になると思いますけれども、税の三原則で考えたときに、宿泊税ぐらいしか、それに該当するものはないのかなというのが、大方の見方なんだろうなというふうに思いますので、一応ちょっと頭の整理的な話で恐縮ですけども、ある程度この6ページにあるような観光MICE予算を組み続けようとしたら、宿泊税を導入せざるを得ないのかなというのは、客観的に思いましたということでございます。以上です。

(委員長)

それでは次の委員の方をお願いします。

(委員)

商工会議所も商工会さんと同じような組織でございます。基本的には地元の事業者の方がしっかり宿泊税にご理解いただいて、仮に導入するということになれば、そこを賛同していただくというのが、原則だと考えています。

長崎市で宿泊税を導入された際もこういう会議の中でも、基本的に事業者の皆さんが同意されないと、先に進みませんよという話はずっとしてきましたので、そこは私ども県内会議所を通してですね、ご意見は確認をしながら進めたいと思いますし、県の方でも、ヒアリングをしっかりとさせていただくと、ありがたいかなと思っています。

それから観光の関係で、委員が説明されましたように、長崎県まだまだポテンシャルが高いので、特に長崎市でいろんな振興策を議論するときには、やっぱり観光消費額をもっと高くするべきだということで、いろいろMICE関係だとか、食の磨き上げだとか、そういう議論になってきていまして、それに対しては、やっぱり事業予算が欲しいねということに今はなっています。長崎市でいうと、宿泊税ももうある程度確保されている中で、いろんな議論する中では、予算がなければ宿泊税があるんじゃないかという議論が結構意見が出たりして、宿泊税の財布を当てにされるような考えもありますので、そういった意味では6ページにあの6項目ですか、分類をされていますけど、今後、その絞り込みをもっとした方がいいのかなという気はしています。どういう活用策をするかですね。もうちょっと整理しないと。特に観光は、裾野が広い産業ですので、やろうとするとどんどん広がってしまいますので、そういう作業は今から必要じゃないのかなというふうに感じました。以上でございます。

(委員長)

どうもありがとうございます。次の委員の方をお願いします。

(委員)

ありがとうございます。皆様の質問が、6ページの十数億を超えるというところに集中しましたので、あえてちょっと違う視点で質問させていただきます。

5ページの各21市町で県が行ったアンケートについてでございます。反対意見がゼロだったというところについて、少しお伺いしたいんですけど、21も市町があるとですね、うちはあまり観光関係ないんで、ちょっとまあ、いわゆる議論に無関心であるとか、ちょっと手間がかかるから嫌だねというようなことが出ても個人的にはそう思うんですけど、これ、あのアンケートを取られた結果で、市町からそういったご意見ではなかったという認識で、よろしいでしょうか？

(委員長)

事務局からお答えいただいて良いですか？

(観光振興課長)

このアンケートの結果だけを踏まえれば、そういったネガティブなところは、お聞きしてないというような状況です。ただ、今から具体的に我々がその制度設計を進めていったりする中で、個々にまたご意見を伺いますけれども、そういった中で例えば徴収するスキームだったりとか、料金を取るときのやり方だったり、いろんなところで多分また出てくるのかなというふうに思いますので、そういったところはしっかりとお聞きしていきたいなというふうに思っております。

(委員長)

よろしいですか？

では、次の委員の方をお願いします。

(委員)

ありがとうございます。

様々な資料をご用意くださってありがとうございました。最初の財政需要の観点で、議論のスタート地点になるかなと本日感じましたのは、委員からご紹介いただきました資料の2ページの図です。各都道府県の数値も出していただいているので、非常に分かりやすいと思います。今回こういう形で私も初めて拝見しましたけれども、私自身、全国いろいろな地域に仕事をいただいて出向くのですけれども、まさにこのスコアの状態は体感できるというところなんです。ですので、それなりに説得力がある数値なのかなと実感をいたしました。これを前提としますと、やはり長崎県はもっとやらなければいけないことがたくさんあって、それができると観光の魅力がかなり上がっていくということ。つまり、経済的にも潤うというポテンシャルがあるというところだと思います。そのためには、それなりの財源がなければ、色々な施策は打てないだろう、ということも明らかになったと思います。他方で、前回、議論になりましたけれども、人口減少が進んでいて税収も減っていて、生産年齢人口も減り、高齢者が増えることになると、社会保障費などの増加もある。その中でどれだけ一般財源から割けるのかということを考えると、今日の資料では6ページのところですね、今の段階の粗い試算ですら、既に少なくとも十数億円を超えるというところなので、おそらくこれ以上の需要は県下にあるということなんだろうと思います。そうすると、やはり市町のアンケートを拝見しましても、どこも観光関連の振興が必要だという認識を持っているというのが、今回資料の3ページとか4ページで、具体的にお示しいただいたのかなと思っています。やはり、こういうところに県として応えるためにも、何らかの形で相応の規模の財源を追加で確保しなければ、多分この先のポテンシャル向上がないだろう。というのも、今日の資料で読み取ることができたというところは申し上げられるのかなと思っています。

先ほどご指摘いただいたかと思いますが、宿泊税に反対だという声ですね。具体的にどういうところで、宿泊税に対して、賛成できないのかは、少し丁寧に考えていくことは必要で、確かに、例えばホテルなど宿泊施設の事業者の方からすると、宿泊税が入ることによって、結局、トータルの金額が上がってしまう、そういうふうに見えるというところであったりとか、宿泊者のアンケートの中にも、経済が厳しいので反対というような声もたくさん出ているわけですね。

ども、他方で、今の状況のままで、もう十分観光事業をやられているのかということ、そこは、おそらく足りない、まだまだ県にしっかり整備してほしいと思っているところは、おありになるのではないかなと思っています。

ですから、目の前の宿泊税はなかなか理解し難いけれども、観光財源は、県としても必要だし、それが今回の需要の6ページのところでも、宿泊施設の高付加価値化とサービス向上などのために必要だとなっています。ですので、トータルとして、どのような財源確保を県全体で、オール長崎で考えていけるのか、ということになるのかなと思っています。これから先の具体的な制度の設計のあり方というのが、非常に重要な議論になるかなと思っています。私から以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。ひとあたりこの議題について、ご意見頂戴をいたしました。前回もそうだったというふうに、私は認識しているのですが、現在の地方財政といいますか、長崎県の財政を考慮した場合に、新たな長崎県でやりたい仕事をやる時に、税に頼らないと事業をなかなかしにくい。基準財政需要と基準財政収入と差額、これは理論的に出します。この調整をどうやるかとは無関係なんですね。したがって、県の方でちゃんと需要があるということであれば、超過税率で税金を上げれば、税収を上げることができるのです。そういう意味で結局、税を上げておかないと、地方債はいずれにしても、後で償還せざるを得ないので、税の前取りってことになりますし、料金とかですね、そのことについては限界があるので、やはりきちとした財政需要があるのであれば、税に頼るべきだろうということでは、長崎県の財政状況その他のご説明、前回いただいたことからですね、ほぼ同意がなされていたのではないかなというふうに、私は認識しております。

その上で、今も宿泊税を前提にした議論が多いんですが、その上でどういう税をかけるかという時にはですね、観光に関わるような税の需要であれば、広くつまり県民だけではなく、観光やビジネスもですよ、いろんなところから訪れてくださる方々にも、同じように公共サービスを享受されるので、ご負担いただきたいという趣旨から、他の税も一応ありますが、主としてあの宿泊税を中心に考えていこうかという点では、皆さんの念頭に置かれていたのではないかな、というふうに思っております。

そうしたことを今前半の1つ目のテーマでは、私の印象のような感じで、皆さんのご発言を聞いていると、ほぼ税で行かざるを得ないんじゃないかということと、念頭にあるのは、宿泊税みたいな税金を中心に、税といえば考えるべきなんじゃないか。それは、県民だけじゃなくて、訪れる人にも負担してもらうということを含めてでございますが、ということになっているのではないかな、というふうに思っております。それで1番目の議題につきましては、ひとあたりご意見伺いましたので、2番目の議題に移った後でもですね、あの戻っていただいて構いませんので、補足があればご発言頂戴できればと思います。

次に2番目の議題ですね。観光振興財源導入時に整理すべき主な論点について、この点についてご意見を頂戴したいのですが、逆からいっても大丈夫ですか。今度は逆からちょっとご意見頂戴いたします。

■次第2 議事(2)観光振興財源導入時に整理すべき主な論点

(委員)

ありがとうございます。7ページの方に論点整理をされているかと思います。今、①の議題の方で、委員長がおっしゃった通り、多分私も聞いている感じだと委員の皆様、税が必要で、その中心は宿泊税であるべきだという認識が、多分共通でお持ちじゃないかなというふうに思っています。その上で、この整理すべき論点の中で、特に6番の負担免除の設定をどうするのかって、これさすがに長崎の場合、市が今、先に導入をさせていただいていますので、その中で修学旅行の免税をしていると。じゃあ、県も合わせて修学旅行を免税するということになるものなのか。あとは先ほどの一回目の議論の中で離島が多くて、実際、離島から市内の病院等へ通院する県民の皆様にも訪問客ではないけれども、税をかけるのかであるとか。シンプルな方がいいんじゃないかというお話もある中で、ここはいわゆる宿泊にするのであれば、少し議論を丁寧にしていくべきだというふうに思っています。

私ども、宿泊事業者ですので、どうしてもあの先ほどの事業者の反対の中で、今のままで良いんだと言って、反対というところは少し私認識が違っておりまして、よく分からないから、不安だから、ちょっと賛成はしかねるというのが多分現実じゃないのかなと。なので、今後、いわゆる県を含めて丁寧にヒアリングですとか、事業者の方への説明を行っていく中で、長崎市もそうだったんですけど、少しずつその不安が解消されるものだというふうに認識をしております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、次の委員の方お願いします。

(委員)

先ほど、申し上げましたけれども、何に活用するかという絞り込みが必要ではないかっていうのも改めてございますし、あと宿泊税に反対される方について、皆さんおっしゃっていますけれども、長崎県の観光の状況をしっかりご理解いただくというのが、もう本当に必要かなと思っていますし、あと、その反対意見の1つに、長崎市で聞いた話では、宿泊事業者の方の徴収の手間が、結構負担が大きいんだって話だったので、その負担が軽減されるような方法が、例えばDXをもっと活用するだとか、そういうところまで検討していただくと、ハードルが下がってくるのかなという気がします。

(委員長)

ありがとうございます。続きましては、次の委員の方お願いします。

(委員)

いくつか今後制度設計に向けて、論点があるんですけども、一番大事なものは、特別徴収義務者になれる宿泊施設さんのフォローなんですね。これは今後、宿泊施設さんっていうのは、非常に重要な役割を果たすことになります。宿泊施設さんが元気イコールこれ税収増ということになりますので、とにかく宿泊施設さんの経営安定に向けて、徹底的にフォローするというのは、この宿泊税の使途としては、とても大事な視点なのかなと思います。そういう意味では、先ほど不安とかっていう話もあったんですけども、宿泊施設さんにとってメリットも大きいということ

も言わないといけないと思うんですね。他の自治体でも宿泊施設のDX化とか、雇用支援、福岡なんかでは、宿泊施設に入社した若手社員の定着に向けた人材育成アカデミーを去年から実施しています。新入社員を含む若手社員を対象に、共同で研修会を行っており、参加した若手社員のモチベーションアップにむけたフォローを行っています。新たな雇用確保も難しいですけども、一度入社した社員が辞めないようにするというところで、そういう研修会なども行っています。いかに雇用を安定させるかは、大きな経営課題ですが、今現状では、雇用確保が非常に厳しい中で、オペレーションのマンパワー不足により宿泊稼働率を下げざるを得ないという状況もあると聞いています。例えば、仮に50室の部屋がそのホテルにあったとしたら、50室全部の予約をとって満館にしてオペレーションすることは難しい状況です。そのため稼働率を下げつつも、そのかわり宿泊単価を上げて、いわゆる RevPAR、つまり宿泊単価×稼働率の指標を維持していこうということになっていきます。宿泊税が導入されたら、自治体としては、部屋の稼働率が上がれば上がるほど税収が上がってくるということになると思いますから、宿泊施設の皆様には、とにかく宿泊税を使って、経営の安定のためにマンパワーも確保するようなフォローを、この財源でしっかりやっていって、平たく言うと、宿泊施設さんにもちゃんと儲かっていただき、税収も増やすということが、とても重要になります。宿泊税が導入されてない場合は、宿泊施設が抱える諸課題への対応は、自分たちの自助努力ということになりますが、宿泊税が導入された時点から、宿泊施設は、改めて重要な役割を果たされる、非常に公共的な役割を果たされる方々ということになりますので、徹底的に支援をするという、これもまず大前提と思います。

それから市町村との調整というのが、これから非常に大事になってきます。先に長崎市が導入している中で、県が後発的に導入するっていうことは、全国的にも少ないパターンなのかなと思います。同時にというパターンはこれまでもありますけれども、今回のようなパターンは、少ないです。しかも長崎市が宿泊税率を改定されようとしているという難しい局面にありますので、導入を検討している県内自治体として先ほど雲仙市の話もありましたけれども、とにかく、お客様視点も持ちながら、どういうパターンがいいのかを、しっかり調整いただくということが大事です。

それから離島の問題ですね。今回、長崎県の場合は特にこの問題がありまして、離島の方は病院に通院されたりして、やむを得ず宿泊される方もいるということでございますが、一方で、税の徴収においては簡素でなければいけないということで、やり方としては離島の方からもいただくんですけども、その分、別の形でお返しをする、例えば宿泊割引とかクーポンを配るといった手法もありますので、離島の皆様へのフォローを検討していくことも必要です。

あと、最後に、免税点の設定の問題として修学旅行の件もありましたけれども、これもなるべく煩雑にしない方がいいということで、いろんな自治体では、教育旅行からも一旦いただくこととし、別の形でこれもお返しをする施策をやろうという判断をしたところもあれば、もう修学旅行からは取らないという判断もありました。長崎の場合は市がすでに免税にされているってことでありますけれども、県全体では修学旅行からもいただいて、それから別な形で返して、長崎市だけは免税にするっていう方法もあると思います。長崎市にならってすべての修学旅行から徴収しないという判断もあると思います。ここはもう最終的な制度設計かなというふうに思います。以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。次に委員お願いできますか。

(委員)

同じような話になりますけれども、負担免除で、県の方も離島の住民の方に対する負担免除は考えられているようなんですけれども、長崎県の場合に国境離島法がございまして、離島の方の輸送費あたりも補助が出ているような状況でございます。そういう中であって、例えば本土地区に来た時に、宿泊税を取られるというふうな形になれば、なかなか離島の方にとってみれば、受け入れがたいところがあるんじゃないだろうか、というふうに思います。ですから、この点に関しては、とにかく丁寧な説明が必要になってくるんだろうと思います。先ほどお話がありましたけれども、取るのは取って、そして何らかの形で還付って言いますか、そういうふうなやり方というような話もあったんですけども、同じような形で最終的に宿泊税を取ったとしても、一定割合を市町村に還元するということであれば、市町村にそのサービスというのを検討していただく、そういうふうな手もあるんだろうというふうに思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。次の委員の方をお願いします。

(委員)

ありがとうございます。7ページの論点でいきますと、⑤番の負担を求める金額についての議論がなかったかなと思いますので、こちらについては、まず冒頭の最初の1つ目の議題の中で、十数億円という必要額というのがありますので、その必要額と現在の長崎県の延べ宿泊数というところをしっかりと検討した上で、負担感が少ないような設定をされると望ましいかなと思います。それが一点です。

そして、負担免除の設定のところで、先ほどからお話がありましたけれども、まず長崎市との調整というのは非常に重要かと思っています。誰を免除するかというあたりは、足並みを揃えてやっていただきたい。

そして、離島のお話もありましたけれども、私もシンプルな設計というのが一番重要だと思っています。ですので、そのシンプルな設計の中で、一旦は徴収をさせてもらった上で、何かしらの補助金なり還付、還元の仕組みというものを、税の仕組みとは別のシステムの仕組みの中で、検討していけるっていうのも1つの方向性かなと思っています。

そして⑦番の負担を求める期間、見直しの規定のところで、最後になるかと思いますが、今3年か5年かという話もあると思うんですけども、3年というの、メリットデメリットあるかと思っています。3年で検討するとなると、2年間の実績で評価しないといけなくなって、この2年間で単年度のブレっていうのをどう解釈するかという結構難しい判断もあるのかなと思って、であれば5年でしっかり3年、4年なりの実績を見るというところもありますので、ただしスタート時期はですね、現場の関係の負担感とか、そういったところをしっかりと見極める必要があるんで、そこは、2段階でやるっていうのも1つの手かなと思っております。以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。それでは、次の委員の方をお願いします。

(委員)

7ページの整理すべき主な論点の中で、例えば③に観光客から徴収すると、観光客という言葉がすごく多く出ていますけども、前回のですね、税の三原則の考え方、公平・中立・簡素といったような観点から言うと、例えばビジネス客を排除するとか、対象外にするとかってことではなくて、訪問客といったような方々が対象になるのかなという観点でいうと、やっぱり宿泊税というのが、先行事例でも導入されているように、そういった方向性というものが1つあるのかな、という気がいたします。

ただ、一方で、先ほどの佐世保の皆様からのご意見にもあるように、財源の使途というものが明確でないと、なかなか理解も深まらないのかなという気がいたします。その使途については、納税する側の旅行者にとっても、納得がいくもので、受け入れ側にとってもですね、相互にとって納得のいくものである必要があるんじゃないかなという気はいたします。そういう意味においては、旅行をするにあたっての利便性であるとか、快適性の向上といった受け入れ環境の整備とか、少し分かりやすい例示を示しながら、今後幅広いご意見を伺っていく必要があるのではないか、という考えでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。次の委員の方をお願いします。

(委員)

ありがとうございます。先ほどの議論と、今回、皆様のご意見を伺いながら、やはり財源としては宿泊税を想定というところは共有されているのかなと改めて思いました。

一応その整理すべき論点のところに、①とか②あたりは、その議論は入ってはいるのですが、確かに、買い物とか飲食とかいろいろ出ていますけれども、宿泊が最も地域インフラや地域サービスを利用する、消耗するという観点からすると、宿泊を対象としてご負担をお願いするというのは、1つ合理的な選択なんだろうと思いました。

また、長崎市がすでに導入済みでありますし、雲仙市も検討の表明がされているということ。そして他にも、前半のところでは、導入検討する予定というところであがっている団体もあるようですので、そうしますと、おそらく県があえて異なる対象を設定して財源確保するよりは、同じ制度のもとで、うまく協調していくのが、簡素かつ分かりやすいところなんだろうとも思いました。

また、負担免除の議論も出ていました。これ単純に言えば政策的判断なので、いろいろ選択はあり得るのですが、やはりシンプルにするというところは、観光客の支払ってくださる方にとっても大事ですし、徴税業務を担ってくださる方々、事業者の方々にとっても、それは非常に重要なところなので、私個人的には先行で導入している長崎市と調和を取れたような設定がより望ましいのかなというふうに思っています。今もう導入から3年で見直しの議論をされている最中なので、是非そうした点も市と意見交換をしていただいて、全体として、どういう設計が良いのかというのを考えるのが、よろしいのかなと思ったところです。

そういう点では、離島住民に対する免除のあり方にも、おそらくそうした観点も必要かなと思います。確かに通院とか介護とか、宿泊せざるを得ない場面は、多々あると思うんですけども、他方で観光に来るという場合もあると思うんですね。この区別を、宿泊事業者の方にさせていただくというのは無理なので、そういう点で行くと、やはりシンプルにどういう形であっても、

宿泊した場合には、一定額をきちんとお支払いしていただくと。その代わり、既に別の政策の方で手当てをするという話もありましたし、また宿泊税を活用して、観光基盤整備をした場合には、長崎の離島は素晴らしい観光資源ですので、たくさん基盤整備をしなければいけないんだろうと思います。そうすると、離島との移動手段確保をどうするかとか、利便性の向上も課題ということで、そこに宿泊税を使った整備が進めば、間接的に離島の住民の皆さんも、便利になるというところはあるかと思いますが、このあたりは、政策的にどのように考えて判断していくかということかなと思います。

最後の見直し規定についてですけれども、実は私も3年でPDCAサイクル回すのは、ちょっと議論が上手くできないと認識しています。3年だとまず1年目は、とにかく施策に取り組む、2年目でようやく軌道に乗るところで評価をしなければならないことになりますから、行政計画もそうですけど、3年というのはかなり苦しいところはあると思います。なので、例えば5年とかの方が、制度としてはしっかり議論ができると思います。他方で、長崎市と協調した制度にするという場合には、検討サイクルがずれていると、社会の状況に合わせてサイクルを回して変更していくことは、やりにくくなりますから、この辺りどう考えるのかは、私は少し悩ましいなと思っていますというところです。以上です。

(委員長)

ひとあたりご意見頂戴いたしました。ありがとうございました。

長崎市で、既に宿泊税を導入していることもあるかと思いますが、第2番目の議論では、大方ほぼ宿泊税を念頭に置かれた発言であったというふう、私としては認識いたしました。そういう印象だったと思います。さらに、特別徴収義務者等々のご発言から考えると、宿泊税を仕込むにしてもですね、租税法上、間接消費税として仕込むか、直接消費税として仕込むかという議論があるのですが、長崎市はこれを的確に直接消費税、つまり消費行為税と財政学でいう税金として、かなり完璧に、というかトラブルなく作られているので、ある程度これ参照基準にせざるを得ないかなというふうに思っています。資料の8に、地財審がこう言っているとかですね、あの私、ずっと会長をさせていただいたんですが、税務局長がこう言っているとかっていうふうに書いてありますが、新たに地方自治体で独自に課税する場合には、国の同意が必要なんですね。地方債を起債するのは、同意がなくても発行できるんです。法律上、同意が必要になって、国と地方自治体が同意を求めて、誠実に話し合うことになっているのですよ。で、話し合っただけで合意ができなかった時、地方債は起債できるんですが、地方税は出来ません。

したがって、同意が得られなければ、事実上地方財政審議会が審議するわけですが、国の同意が得られずに総務省の方から認めないということになると出来ませんので、法にあったものを作らざるを得ない。長崎市は問題なく、とおっておりますので、条件に合っている。同意条件は三条件。1つは、国と課税標準を同じくし、かつ、過重な負担を求めるようなものは認めない。というふうになっていますので、国と同じ課税標準を使う場合には、例えば消費税と同じ課税標準を使うとかいう場合には、過重な負担を求める場合には認められないということになります。

それからもう1つは、国の経済政策に合わない、これは国も観光立国と言っているのですが、それは別に問題ないわけですが、もう1つは著しい不公平で、これですね、先ほど島だけ適用しないとかですね。これはおそらく著しい不公平というふうに当たる可能性があるのですが、長崎市は通っている、長崎市は公平にやっているわけなんですね、扱い方を。ある業者あるいは、ある人

だけを例えば外国人だけにかけるとかですね、これが著しい不公平になってしまいます。それは出来ないことになってしまうので、あくまでも地方自治体が持っている自主権で、それを行使するんだけれども、あくまでも同意が得られるような形で、創り方は国民全体の意思決定として、決められていることですから、その国民全体の意思決定に合うような形で合わせていくということかと思います。

それで、長崎市が直接消費税として宿泊税を仕込んでいます。したがって、先ほど特別徴収義務者ってご発言が出ていますが、納税者はホテル、宿泊業者じゃなくてですね、納税者は宿泊した人、これが納税者です。それから、間接税っていうのは、税を負担する人と納税者が違うわけですけど、直接消費税ですから、税を負担する人も宿泊した人です。宿泊した人が税金を負担する人であり、税金を納める人でもあるので、直接消費税と税法上言っています。普通の方は聞きなれないんでしょうけど、したがって、それを徴収する宿泊業者は何かというと、特別徴収義務者で、手間暇かかっていますけど、徴収をしてくださいねという特別徴収義務者になっていますので、宿泊業者は負担をすることも納税することもありません。ただし、特別徴収義務者だから、税を取ってしまうと責任は重いんですよ。いずれにしても、そういう税として仕込まれていて、議論がだいたいそういう方向に行っているの、直接消費税というか財政学の方では、消費をする行為にかける税金っていうふうに言っていますが、それにかけるという方向で行っていくのかと思います。今後の細かいところを詰めていく上で、どうしても、もう少し長崎市で具体的に、さっきのあの免税規定など、修学旅行は出ましたけれども他にはないんですね？

（観光振興課長）

長崎市の制度の中には、修学旅行だけじゃなくて、その他市長が認めるものというのがあって、例えばその学校行事あたりですね、スポーツ大会とか文化大会のようなものも入っていると思います。

（委員長）

先ほど議論がありましたように、仕込み方難しいんです。長崎県の場合には離島があり、単純に仕事とか通勤だけじゃなくて、私はよく福江島に行っていたんですが、病院も長崎市に行きますよね？通院をずっとしていると、泊まるのも多分あると思うので。これさっきも言いましたが、その人だけというわけにいかないの、何かうまい方法。あの多くの人が長崎市の病院に行っているの、長崎市もなにかやっているのじゃないかという気がするのです。いずれにしても、細かいところ詰めていく上で、長崎市がどうやっているのか。これは通っていますので、これが一つの基準かなというふうに思いました。

もちろん、観光客を対象とするというふうに言っていますが、当然、宿泊行為を課税標準にしないではいけませんから、宿泊行為者のうち、観光でないものを除外するとか、特別なことを公平上できないかなと。あるいは外国人だけにかけることは、なかなか公平性のところでチェックされるので難しいかなと思います。今後詰めていく上について言えば、特に他のところでやっている事例を念頭に置きながら、とりわけ長崎市がどういうことをやっているのか、というのが、重要な参照基準になるかと思っています。

少しまだ時間がありますので、重ねて発言があれば、どうぞ。

(委員)

この場合は観光振興財源ということで、宿泊税以外のっていうのも本来あるんですけど、ちょっと今はまだこういうパターンがあるよ、みたいなことが示されているわけじゃないので、皆さんも宿泊税以外の想像がつかないと思うんで、流れる的には宿泊税前提の議論になっているんだと思います。ただ、例えば太宰府なんかがやっている駐車場に税を課したりとか、泉佐野市が関空に行く橋の通行料に課したりとかありますけど、基礎自治体単位だと比較的そういう宿泊税以外のものは、島に入る入島税とかって組みやすいですけど、県というまた長崎のように非常に様々な地形とか、地理的にも特徴があるようなところがいっぱいある中でいうと、宿泊税以外で共通でやれることというのが、まあおそくないんだろうなという意味で、宿泊税しか、今なんとなく議論の余地がない。それ以外の選択肢があれば別ですけど、ちょっと思いつかないということで、宿泊税かなというのが、まず私の考えとしてもありますということですね。

それと、もう大方のコンセンサス取りつつあるんで、あの各論であえて言っときますと、さっき長崎市の話がありましたけども、今、その先ほどの長崎市のシミュレーションが、ちょっと計算がずれて、思ったより税収が上がらなかったということでしたね。これはやっぱり1万円以下の宿が多かったということですね。結局ですね。1万円宿、百円です。私も昨日宿泊して百円だけ現金で払って申し訳ないけど、百円だけの領収書をいただいたりするわけですよ。これが、おそらく今後1万円以下を仮に200円とか設定されるとすると、それを前提に県がいくら税金をつけて、お客様がトータルで長崎市に泊まった時に、いくら宿泊税を払うことになるのか、それは一応、全国で今11ぐらい導入されていますけど、検討中でいくと30ぐらいの自治体が検討している中で、極端に長崎だけが高かったら、それは、多少競争力に影響するのかなということだと思いますので、そういうもう現実的な視点の議論は多分次回ぐらいにはもうやんなくちゃいけないのかなというのは、なんとなく思いました。

先ほどの佐世保旅館ホテル協同組合さんをご提示されたアンケート調査も興味深いんですけども、9ページのところに、例えば宿泊税の支払い2の⑤ところに、これ見るとやっぱり半分以上の方、約6割の方、基本的に払うことに対してはポジティブで、佐世保市内の宿泊が特別じゃなくて、全国大体こうなります。ほかのこのアンケートも大体見ますけれども、お客様は別に払うことに、もちろん反対の方は、できれば払いたくない人は当然いますけれども、概ね、私が見る限り、お客様は別に抵抗がない方が圧倒的に多くて、宿泊施設さん側の方に抵抗があるというパターンが多いですね。この認識のギャップ。先ほどシンプルに反対しているというよりも、制度がわからないから不安があるからっていうのは、これは正直なところだと思います。ただ、お客様は概ねほぼ賛成しているという実態ですね。それから、全国30以上の自治体が将来的に導入される可能性がある中で、長崎だけ導入されないってことになった時の競争力の問題もあるんで、そういうお客様がポジティブに捉えていることをしっかり理解する。さらにこの2の⑥のところに、じゃあどれぐらいだったら払いますかと、というようなところで、100円とか200円とか300円みたいなところとか、500円という人も、13%ぐらいおられて、他の別の自治体アンケートだと結構500円、千円でも構わないよっていう意見が多い自治体のアンケートも見たことがあります。仮にその長崎市さんが200円というものを設定した場合、これに更に長野県が200円で設定したらお客さんから400円取るってことですよ。で、それはちょっとやっぱり1万円以下の宿泊税としたら、ちょっと高いかなっていう印象も受けるんで、長野県さんとかは、今、市町村と県が同時に議論している中で、私が聞いたところ、県としては300円を一律取りたいんだと。私は、別の自治体の宿泊税の委員会に入っていたんで、長野県のことですね。で、その

一律 300 円取る時に導入したいという別の自治体がいるんで、そこは 150 円ずつで折半する形にしましょうと。で、そこは 2 万円以下で 2 万円以上 500 円、私がからんでいる自治体だと 2 万円以上はもう 500 円取りたいと。500 円を取るんだけど、500 円のうち県には 150 円で良いですと。ただ 2 万円以上の宿に関して、さらに税収が自治体として落ちるということで、ほぼほぼ手打ちしそうだということを、私が入っている自治体の首長さんからお聞きして、それだったら良いですねということになるんですという話になって。これ、本当に現実問題として、長崎市さんが今 100 円とかお取りになっているやつが、200 円になった時の県として導入したいという思いはあるとしても、実際にそれを一律 100 円で行くのか、150 円でいくのか 200 円でいくのかという時に、市との本当に調整というのは、ものすごく大変なところがありますので、次回以降、この辺の素案みたいなものは議論されたらどうかなと思います。長崎市さんが 100 円のままだったら、まだ県として導入しやすいところあったかもしれませんが、ちょっと局面が変わってきましたので、その議論も必要かなと。

それともう 1 個だけ、あとは免税点の問題ですね。大阪のように、労働者の方が非常に多くて、そういう方から宿泊税取るのはなかなか難しいってことで、7,000 円以下で、今回 5,000 円以下に宿泊税改定されたそうですけども、そこはですね、長崎県の場合は、個人的にはなくていいのかなと。ただ、今後ですね、民泊とか場合によってはキャンプ場からも取ることになるケースの時に、さすがに 3,000 円以下の人からも取るんですか？というみたいな議論もあるんで 3,000 円以下は取らないとかって決めようとしている自治体さんもあるんで、その辺の金額問題ですね。これはちょっと今、議論出てなかったんで、今後、検討の余地もあるかなと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか？はい、どうぞ。

(委員)

今日、今議論を伺っていますと委員長おっしゃる通りで、もう宿泊税というので大体この委員の中では皆さんも頭にあって、それ以外の税というのは多分、選択肢として、ちょっと現実的に難しいなというふうに思ってというのが前提でお話をさせていただくと、皆さんがおっしゃる通りにあの用途をどう使うかっていうのがものすごく皆さん課題だというふうなことをそれぞれおっしゃっていますので、是非、第 3 回の委員会においては、事務方、県の方にはちょっとご無理を申し上げますが、税の制度設計の素案はもちろんでございますけれども、使い方、市町からのアンケート等を中心に、まあバーっと出ていると思います。少し整理をいただいて、新たな観光施策、また、拡充する部分がここであるというところを少しお示しいただくと、多分、この委員会の中でもすごく議論が前に進んでいきやすいんじゃないのかな、というふうに認識をしております。よろしくお願いします。

(委員長)

他ありませんか？

全体を通じて、事務局の方からコメントがあれば頂戴できますか。

(文化観光国際部長)

ありがとうございます。

皆様方から多くの意見を頂戴いたしました。我々も、まさに最後に委員も言われたように、使途をどうしていくのか、そして長崎市との調整をどうしていくのか、やはり税を払われる方、宿泊者の方、そして税を徴収される事業者の方に、こういったメリットをしっかりと還元していけるのか。こういったところをやはり真剣に考えておりますが、なかなか難しい課題もありまして、今日、様々なご意見をいただきましたので、次回に向けては、もう少しその辺をしっかりと整理をしながら議論できるような形でお示しをしていきたいというふうに考えてございます。

(委員長)

それではひとあたりのご意見頂戴いたしましたので、いずれにしても、この委員会ではほぼ合意に達しているのは税。それも宿泊税。しかも長崎市がすでに設立している宿泊税などを見るとちょっと専門的になりますが、財政でいうと消費行為税、直接消費税、つまり、宿泊業者は特別徴収義務者になるという、そういう税として検討を進めていくと。

ただ細部については、使途の関係がありますので、細部の論点については、次回事務局から準備していただこうと思います。同時に重要なことは、タックス・コーディネーションっていうんですが、同じような税金を、市町村と県、基礎自治体と広域自治体でかけた、あるいは国がかかる場合もあるんで、タックス・コーディネーションって、税額控除などとしてコーディネーションが必要になるのですが、そのタックス・コーディネーションをやる時には、需要が重要になるわけですね。市町村はどういう公共サービスを提供し、県はどういう公共サービスを提供するのかということが重要になり、多分これは国との協議の時にもチェックされるので、そうしたことを含めて次回、この間にあの先ほど部長からもお話がありましたけれども、課長からお話があったように、市町村や業界等々、あるいは住民等々と様々なレベルで意見を聞いてくるっていうお話なので、そうしたことを含めてご努力いただいた上で、次のこの委員会に提出していただくってことにさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか？

それでは一応、ほぼ時間通りに終わりそうなので、司会の方を事務局の方に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

(観光振興課長)

本日はどうもありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、あの先ほども申し上げたように地区別でしっかりと意見交換を実施してまいりたいというふうに思っております。様々なご意見いただいておりますので、しっかりとこちらでも整理させていただいて、次回に臨みたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

本日、審議をいただく事項はすべて終了いたしました。次回の専門委員会は、7月下旬から8月の開催を予定しております。日程につきましては改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和7年度第2回長崎県観光振興財源検討専門委員会を終了いたします。
本日は誠にありがとうございました。